

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】(水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1	熊本県	大阪府高槻市の女性 (審査請求人承継人)	平7.7.17	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>当審査会は、最高裁判所平成24年(行ヒ)第245号事件の平成25年4月16日判決と同様の考え方をとる。すなわち、昭和52年判断条件はそこに示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するものであるが、症候の組合せが認められない場合に水俣病を否定するものではなく、その場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると個別具体的に判断できれば、水俣病と認定できると考える。然るところ、本事案では症候の組合せは認められないから、総合的な検討を以下のとおり行う。認定申請者には有機水銀へのばく露歴は認められるが、水俣病に典型的な症候は認められず、また、病理学的にも明らかに水俣病の所見は認められない。一方、認定申請者にみられた症状の多くは、他疾患によるものと考えられる。以上の諸事情を総合考慮すると、個々の具体的な症候と有機水銀との間の個別的な因果関係は認められず、認定申請者が水俣病に罹患していると認めることはできない。よって、本件審査請求を棄却する。</p>	<p>審査請求人は申請中死亡者の夫。 審査請求人は、申請中死亡者が水俣病に罹患したとして申請。</p>	昭60.6.29	昭62.4.17 昭62.5.1 平7.6.19
2	熊本県	和歌山県和歌山市の女性	平25.2.12	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>請求人については、水俣病を発症する程度の大量の有機水銀のばく露があった可能性は認められる。しかし、公的検診・検査の結果及び定期的に受診していた医療機関の診療録(検査結果を含む)を検討したところ、大脳及び小脳の神経細胞がメチル水銀により障害された結果生じる四肢末梢の感覚障害、運動失調、平衡障害、求心性視野狭窄、歩行障害、構音障害等水俣病に特有とされる異常は認められなかった。なお、請求人が訴える症状は、診療録にある診断名および整形外科的な原因が考えられる。よって、原処分を相当とする。</p>	<p>審査請求人は本人。 審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。</p>	平19.10.4	平23.12.5 平23.12.21 平25.1.31

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁判の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する 処分年月日
1	名古屋市	名古屋市の女性	平24.12.17	慢性気管支炎 気管支ぜん息(併) 障害補償費	棄却 請求人の障害の程度は、従前より軽減していると認められ、息切れは2ないし3級相当、ぜん息(ぜん息様発作)は587号通知に関して高用量の吸入ステロイド薬を使用していることを考慮しても、2級に達しているとはいえず、咳及び痰は重くとも2級相当である。息切れ、咳及び痰については、心肺機能と合わせて判断するものであるところ、心肺機能は3級相当であるから結局2級に達しない。以上を総合的に判断すると、3級相当であり、障害の程度を3級とした原処分は相当である。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、障害補償費の額等を改定するという処分を不服として申請。	—	平24.3.9 平24.4.13 平24.12.5
2	文京区	文京区の女性	平26.3.14	気管支ぜん息 障害補償費	棄却 気管支ぜん息で障害等級1級から2級に改定するとの処分(降級処分)の当否につき、環境大臣の定める基準に沿って検討した結果、請求人は改定時には症状及び検査所見並びに管理区分のいずれについてもステロイドの服薬状況を勘案しても1級に該当する程度にはないと認められ、また、仮に、請求人が改定年度前に既に降級相当の状況にあったとしても、そのことにより当該処分が妨げられるものではないとして、原処分を相当とした。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、障害補償費の額等を改定するという処分を不服として申請。	—	平25.9.27 平25.11.26 平26.1.24

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁判】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁判の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	長崎県佐世保市の男性	平30.1.12	中皮腫 特別遺族甲慰金・特別葬祭料	棄却 病理組織診断では、中皮腫の可能性を完全には否定できないものの、積極的に中皮腫を示唆する所見はなく、放射線画像所見では、右上葉原発性肺がん及び肺内転移等の所見が認められ、右下葉腫瘍についても原発性肺がんが疑われるものであり、中皮腫は否定的である。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の子。 審査請求人は、未申請死亡者が、中皮腫に罹患し死亡したとして申請。	平29.6.26	平29.11.2